

結婚新生活を始めるための費用を助成します！

令和8年度 湯河原町

# 結婚新生活支援事業

## 補助金

### 申請期間

令和8年4月1日から  
令和9年3月31日まで

### 対象となる世帯

令和8年1月1日から  
令和9年3月31日まで  
の間に婚姻届を提出し、受理された  
夫婦で条件を満たす世帯

### 対象となる費用

- ◆ 新たに住宅を取得した費用
- ◆ 新たに賃借した住居の賃料  
(敷金、礼金、共益費、仲介手数料含む)
- ◆ 引越業者等による婚姻に伴う引越費用

※令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間にかかった費用

～問い合わせ先～

湯河原町住民課戸籍住民係

☎0465-63-2111

内線321・322

補助  
金額

夫婦共に29歳以下

上限

60万

夫婦いずれか30歳以上39歳以下

上限

30万

申請については事前にご相談ください！ 先着順のため、終了が早くなる可能性があります。

## 対象となる世帯

**令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に  
婚姻届を提出し、受理された新婚世帯のうち、  
次のすべての条件を満たす世帯**

- ① 世帯の年間所得額500万円未満の世帯  
※貸与型奨学金を返済している場合は、世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除できます。
- ② 婚姻日において、夫婦ともに年齢が39歳以下であること。
- ③ 対象となる住宅が湯河原町内にあること。
- ④ 結婚・妊娠・子育ての講座等(※)を夫婦ともに受講していること。
- ⑤ 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に対象となる住宅を住所とし、転入または転居の届出をしていること。
- ⑥ 町税などの滞納がないこと。
- ⑦ 他の公的制度による家賃補助などを受けていないこと。
- ⑧ 過去にこの補助金を受けたことがないこと。
- ⑨ 夫婦の双方が、暴力団員でないこと。  
また、暴力団や暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- ⑩ 申請の日から2年以上継続して湯河原町に居住する意思があること。

(※) 結婚・妊娠・子育ての講座等については、別紙「結婚・妊娠・子育ての対象講座等について」参照



## 提出書類

(\*印は湯河原町の公簿で確認できる場合は省略可)

- ◆ 補助金交付申請書
- ◆ 講座等実施状況報告書
- ◆ 婚姻届受理証明書\* または 婚姻後の戸籍謄本\*
- ◆ 夫婦の所得証明書\*
- ◆ 口座が確認できるもの(預金通帳 または キャッシュカード)の写し
- ◆ 【住居費(取得)の場合】売買契約書及び領収書の写し
- ◆ 【住居費(賃借)の場合】賃貸借契約書(夫・妻の氏名明記)及び領収書の写し
- ◆ 【住居費(賃借)の場合】住宅手当支給証明書(給与所得者全員分)
- ◆ 【引越費用の場合】引越業者費用に係る領収書の写し
- ◆ 【貸与型奨学金を返済した場合】返済額がわかる書類の写し

## 結婚・妊娠・子育ての対象講座等について

下記いずれかの講座、もしくは同等の結婚・妊娠・子育てについての講座等を受講のうえ、申請の際に「講座等実施状況報告書」を提出してください。

講座名	内容	リンク先
ライフデザイン支援講座	お互い納得できる未来像を描けるよう夫婦で話しあい、価値観を共有するヒントを学ぶ内容の講座	※現在、動画の配信準備中
プレコンセプションケアに関する講座	国立成育医療研究センターがYoutubeで公開している動画の視聴	プレコンセプションケア啓発動画 2022 
医療機関への妊娠・出産に係る相談	神奈川県健康増進課が実施しているプレコンセプションケア相談（オンラインでの産婦人科医への相談）	丘の上のお医者さん 
共家事・子育て講座	厚生労働省がYoutubeで公開している「共育プロジェクト」のセミナー動画の視聴	共育プロジェクト ※セミナーアーカイブにある「個人向け」のセミナーのいずれかを視聴してください。 